

● 計画（素案）に対する県民意見及び市町村協議意見の概要

(1) 県民意見反映手続（パブリックコメント）

ア 目的

県民生活に広く影響を与える県の重要な施策の形成過程の案について、県民等の意見を広く募集することにより、県政への県民参加の一層の推進を図ることを目的とする。

イ 募集期間 平成23年1月11日（火）～2月10日（木）

ウ 意見募集の周知

- (ア) 県のホームページに掲載、各地域県政情報コーナー等に資料配架
- (イ) 県のたより、ニュースレター「しずくちゃん便り」に募集案内を掲載
- (ウ) 水源環境保全・再生かながわ県民フォーラムにおいて県民と意見交換
平成23年2月6日（日） FORUM246（伊勢原市）

エ 意見件数と内訳

- (ア) 意見の件数 102件
- (イ) 意見の内訳

区 分	件 数
事業メニューの追加・修正・削除	21
目標の見直し	1
記載内容の記述の修正	10
整備基準等を定める要綱等の見直しによる対応	17
その他	53
合 計	102

オ 主な意見

- (ア) 事業メニューの追加・修正・削除
 - ・ 丹沢大山保全・再生対策について、環境配慮型トイレを整備すること。
 - ・ 相模川水系上流域対策について、山梨県と共同した対策を実施すること。
 - ・ 酒匂川水系上流域について、神奈川県の水質に影響を与える森林の状況や生活排水処理施設の状況を静岡県と協力して調査すること。
- (イ) 目標の見直し
 - ・ 丹沢大山保全・再生対策の土壌流出防止対策の面積を増加すること。
- (ウ) 記載内容の記述の修正
 - ・ 水源の森林づくり事業について、「森林50年構想」の目指す森林の姿との整合性を踏まえ、「健全な人工林」という新たな目標林型を設定すること。
- (エ) 整備基準等を定める要綱等の見直しによる対応
 - ・ 河川・水路における自然浄化対策について、合併処理浄化槽の転換が盛り込まれたことは評価するが、弾力的に運用すること。
- (オ) その他
 - ・ 水源環境保全の取組は必要と思うが、現在の負担額が適当と思う。

(2) 自治基本条例に基づく市町村との協議

ア 目的

市町村に関わる県の政策のうち、特に重要な政策について、県の政策決定のプロセスに市町村の意見を反映させるため。

イ 期間

- (ア) 市町村への協議 平成23年2月2日（水）～2月22日（火）
- (イ) 県の見解の通知 平成23年3月25日（金）
- (ウ) 協議終了の通知 平成23年4月7日（木）

ウ 意見件数と内訳

- (ア) 意見の件数 27件
- (イ) 意見の内訳

区 分	件 数
事業メニューの追加・修正・削除	19
目標の見直し	0
記載内容の記述の修正	3
整備基準等を定める要綱等の見直しによる対応	4
その他	1
合 計	27

エ 主な意見

- (ア) 事業メニューの追加・修正・削除
 - ・ 丹沢大山保全・再生対策について、環境配慮型トイレの設置に係る補助制度を創設すること。
 - ・ 河川・水路における自然浄化対策について、周辺地域の地下水へ影響が懸念される河川は相模川・酒匂川水系でなくても、対象とすること。
 - ・ 地下水保全対策について、合併処理浄化槽の設置促進を追加すること。
 - ・ 公共下水道整備や合併処理浄化槽整備の対象地域を現行の「ダム集水域」だけでなく、取水施設の上流域まで拡大すること。
 - ・ 酒匂川水系県外上流域について、静岡県と調整し、事業着手すること。
- (イ) 記載内容の記述の修正
 - ・ 県民参加による仕組みについて、第1期計画で位置付けられていた「一般県民や子どもたちへの普及・啓発」を、第2期計画にも位置付けること。
 - ・ 第1期計画の実績と第2期計画期間中の見通しを記載し、超過課税のこれまでの妥当性と今後の必要性を、計画の中で丁寧に説明すること。
- (ウ) 整備基準等を定める要綱等の見直しによる対応
 - ・ 間伐材の搬出促進について、樹種の違いによる補助単価の上乗せについて検討すること。
- (エ) その他
 - ・ 個人県民税の賦課徴収事務について、早期に市町村の税務担当に情報提供するとともに協議を行うこと。